

48. 児童手当

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、0歳から高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日）までの子どもを対象に支給するもの。

■受給資格者

高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日）までの子どもを養育する父母等のうち、生計を維持する程度の高い方

■対象児童

0歳から高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日）までの子ども

■手当額（1人当たり月額）

0～2歳（第1・2子） 15,000円

0～2歳（第3子以降） 30,000円

3歳～高校生年代（第1・2子） 10,000円

3歳～高校生年代（第3子以降） 30,000円

※第3子以降の算定対象の年齢は、22歳到達後の最初の年度末までの子（大学生年代までの子）

（例）21歳、14歳、7歳の3人の子どもを養育している場合、21歳を第1子、14歳を第2子、7歳を第3子と数え、支給対象は、14歳、7歳の児童のみとなります。

■支給月

偶数月（年6回）

※支給月の前2か月分を支給

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

児童手当法

4.9. 児童扶養手当

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

父母の離婚等により父親又は母親と生計を同じくしない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助けるため手当を支給するもの。

■受給資格者

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童（一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満））を養育している母、母と生計を同じくしない児童を養育し、かつ、生計を同一にしている父、又は、それらの父母にかわってその当該児童を養育している方

■対象児童

次のいずれかに該当する児童

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が法令等により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額

【令和7年4月現在】

※金額は月額

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人のとき（加算額）	11,030円	11,020円～5,520円
児童3人以上のとき（加算額）	第2子加算額と同じ	第2子加算額と同じ

※ 所得により手当が支給されない場合があります。

■支給月

奇数月（年6回）

※支給月の前2か月分を支給

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

児童扶養手当法

50. 宇土市子ども医療費助成

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図ることを目的として、子どもに係る医療費の一部を助成するもの。

■対象者

市内に居住し、健康保険に加入している0歳から高校3年生相当までの児童

《対象経費》

子ども医療費：0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの児童に要した健康保険給付対象医療費の一部負担金

■補助額

保険診療による自己負担分の医療費を全額助成します。

※ 入院時の食事代等は助成対象外

※ 学校管理下での傷病等の場合は助成対象外(日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。)

■申請時期・期限

随時受付(診療月の翌月から申請できます。)

申請期限は、診療を受けた日の属する月の末日から起算して1年以内です。

■根拠法令等

宇土市子ども医療費助成条例

宇土市子ども医療費助成条例施行規則

5.1. 宇土市ひとり親家庭等医療費助成

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

ひとり親家庭等の健康の保持及び増進を図り、福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成するもの。

■対象者

国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本市内に住所を有するひとり親家庭の親及び扶養されている児童又は父母のない児童

『助成期間』

- (1) 母又は父の場合 ・・・ 児童が 20 歳になる月の末日まで
- (2) 児童の場合 ・・・ 18 歳到達後最初の 3 月 31 日

■補助率

保険診療による医療費一部負担額（本人負担額）の 2/3

■申請時期・期限

随時受付（診療月の翌月から申請できます。）

申請期限は、診療を受けた日の属する月の末日から起算して 1 年以内です。

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

52. 宇土市母子家庭等高等職業訓練促進費

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進費を支給するもの。

■対象者

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の給付要件のすべてを満たす者

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者
- (2) 就職を容易にするために必要な資格を取得するために、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者
- (4) 過去に訓練促進費等を受給したことがない者
- (5) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進費等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者であること。

《対象資格》

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師 他

■支援内容

(1) 訓練促進費

支 給 額： 非課税世帯 (月額) 100,000円 (最後の1年間は140,000円)

課税世帯 (月額) 70,500円 (最後の1年間は110,500円)

支給期間： 全期間対象 (上限4年)

(2) 修了支援給付金

支 給 額： 非課税世帯 50,000円

課税世帯 25,000円

■申請時期

随时受付（要事前相談）

■根拠法令等

宇土市母子家庭等高等職業訓練促進費等事業実施要綱

5.3. 宇土市母子家庭等自立支援教育訓練給付金

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的として、母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件のすべてを満たす者

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められる者
- (3) 過去に訓練給付金の支給を受けたことがない者

■対象講座

- (1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座
- (2) 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座
- (3) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

■財政支援措置

- (1) 支給額：受講料の 60%
- (2) 限度額：上限 160 万円（修業年数（最大 4 年）×40 万円）
下限 1 万 2 千円

※専門実践教育訓練講座修了後、1 年以内に資格取得、就職等した場合、上限額の上乗せあり。

■申請時期

随时受付（要事前相談）

■根拠法令等

宇土市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

54. 宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的として、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、修学や就職活動、疾病等の理由により、一時的に生活援助若しくは保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣するもの。

■対象者

市内に住所を有するひとり親家庭等であって、次の各号のいずれかに該当するもの

ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な家庭
- (2) ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

■支援内容等

(1) 生活援助

家庭生活支援員が利用者のご自宅にお伺いし、食事のお世話や掃除、身の回りのお世話などを行うサービス

(2) 子育て支援

家庭生活支援員が利用者のご自宅又は支援員の自宅、もしくは子育て支援サービスを提供できる適切な施設（児童センターなど）で乳幼児の保育や児童の生活指導などを行うサービス

《利用料金》

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当 支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱細則

55. 宇土市ひとり親家庭児童入学祝金

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

ひとり親家庭の児童の健全育成を図り、福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭において、小学校に入学する児童を養育している者に対し、入学祝金を支給するもの。

■対象者

3月1日現在、市内に住所を有するひとり親家庭において、翌年度4月に小学校に入学する児童を養育する者

■祝金額

入学児童1人につき20,000円

■申請時期

2月

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭児童入学祝金支給規則

56. 宇土市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

事業

担当課：子育て支援課 子育て給付係



■目的及び概要

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援し、又はひとり親家庭の児童について、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題を解決することを目的として給付金の支給を行うもの。

■対象者

ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
- (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場等の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (4) 申請時において、市税、国民健康保険税、上下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、駐車場使用料及び保育料を滞納していないこと。

■支援内容

- (1) 受講開始時給付金：支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金

給付額：対象講座の受講費用の40%相当額

- (ア) 通信制のみの場合 上限100,000円、下限4,001円
- (イ) (ア)以外の場合 上限200,000円、下限4,001円

- (2) 受講修了時給付金：支給対象者が対象講座の受講を終了した際に支給する給付金

給付額：対象講座の受講費用の50%相当額

- (ア) 通信制のみの場合 受講開始時給付金と合わせ上限125,000円
- (イ) (ア)以外の場合 受講開始時給付金と合わせ上限250,000円

- (3) 合格時給付金：受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験

の全科目に合格した場合に支給する給付金

給付額：対象講座の受講費用の10%相当額

- (ア) 通信制のみの場合 受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせ上限150,000円
- (イ) (ア)以外の場合 受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせ上限300,000円

■申請時期

要事前相談

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱